慶應義塾大学学術情報リポジトリ

Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	英国憲法上に於ける国王の地位(其一)
Sub Title	
Author	小倉,和市
Publisher	三田学会
Publication year	1910
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.4, No.5 (1910. 11) ,p.549(49)- 559(59)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	雑録
Genre	Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19101100-0049

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって 保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

を與 とを 者、寡 て之 き 7 之を を逃 を 作ら べた する き T を 8 は雇主が め て 得ず 恰も 行 て K 病 ふ 官 等、行 者負 廳 ζ 其 は 7 0 外 預 0 K 者 叉 0 8 0 I **--**--皇室 近 治 助を與 大 す 充分 7 な 加 る 8 を得 金 を 0 を 多 あ は る な ず 行 と云 7 之れ め、雇主 可 る も之 が如 際に し、卽 議會 స్తు 77. は 5 用 詮 考を 主 な 力 自 工 ٤ る を 叉老 z 資 カ> 5

雜録

王の地位 (其二) 英國憲法上に於ける國

小倉和市

て行動するに過ぎず」と。

て行動するに過ぎず」と。

で行動するに過ぎず」と。

で行動するに過ぎず」と。

で行動するに過ぎず」と。

で行動するに過ぎず」と。

で行動するに過ぎず」と。

で行動するに過ぎず」と。

で行動するに過ぎず」と。

崇を受くること最も深き一王國の統治組織中に潜も古く且つ恐らく其基礎最も牢固にして國民の尊且つ莊嚴の極なりと雖も、單に之を以て歐洲中最向ひ、百官之に扈從するの威容は眞に優麗にしてグラッドストンは曰く「大纛肅々として金殿に

奇なる所なしと雖る今試に其一節を摘示せん。 後殆んど千古不拔の眞理の如く看做さるゝものに 論じ、大に當時の國民を驚かせたり。氏の所言は爾 して、國法の研鑽に從事する者に取りては毫も 事項」と題して法理上王位に屬する權力の一部を 年以前「女王が國會の協 贊を經ずして專斷し て知らるトウオル 悉く海兵を解役し、 定數以上の兵員を募集することを得ず)、全軍司 令長官以下の

將校を

発することを得。 女王は陸軍を解散し(國法上に於ては女王は一 英國憲法の最も精密巧妙なる分析者の一人とし を賣却することを得。 を犠牲に供して媾和條約を締結し、 ター 、バジエオット氏は四十五 一切の艦船及び海軍々需品 加之女王はコ 1 女王は又 英國本土 ンウオ 得る 珍

鉄

を征服せんが為めの戦争を開始することを得。 女王は聯合王國內に於ける各人民をば男女を問 はず悉く貴族となすことを得。加之女王は聯合 王國內の各数區を大學區域となし、官吏の大部 別を罷觅し、一切の犯罪人を赦免することを得。 那を顛覆し、國家の汚唇となる可き宣戰媾和を なし、又は陸海軍を解散して、外國に對して國 家を全然無防禦の狀態に陷らしむることを得。 (Bagehot: English Constitution, P.XXXVI.)

發し、 往々世 なり。 ありしと雖る、 少獨斷的なりと認められたりき。左れど氏の説はかしたりしは勿論なるが、知理解字の人にさへ多 位に留保せられたる莫大の權力を指摘したるる めに影響を受くるてとな ジヱオット氏の修辭學的斷定は無學の輩を驚 英國憲政の發達は實に其源を六百年の昔に 爾來新規なる憲法上の施設、 が看過する一事實、 王位の憲法上の地位は毫そ之が爲 かりき 即ち英國憲法上王 ヴィ 制度上の變遷 " P 0

> 世に移轉し はエドリー るてとなし。 加 て殆んど差異あることなく、 故工 ド第六世がへ 0 F. ヷ たる所に比して實質的に何等の差異あ ド第一世の崩御によりエドワード第二 の權力はエリザ ド第七世に遺譲したる所は、 ンリ - 第八世より継承したる所又 ベス女王 叉ヴィリ 0 夫れ ŀ IJ. に比し エドリ。 ヤ女王

死す、 然りとすれば、王位に對して斯る權力を附與する 鋭利なる分析は果して精密に英國々王の近代憲法 要するに吾人は最も嚴肅なる可きの時なり。 王に轉じたり。 迄は立憲國と稱するとを得可きやの問題を研究す 君主國は、其君主の權力が如何なる程度に達する の斷定を促がせる根本の原理如何を考察し、 上の地位を代表するものなるや否や。 るは決して不適當に非ずと信ず。 最近數週間に於て英國統治の權力は 國王萬歲!。 多少歴史上の事 即ち悲喜変も到るの有様なれども 此時に當りてバジヱオツト氏 實に溯及せざるを得ず 此問題を 若し果して 一王より他 解決せ 氏の 國王

は明君出づれば國民は皷腹撃攘の樂を樂しみ、 と能はざりしは事實なりと雖、 りしのみならず、其結果をさへ緩和すると能はざ三百四十九年の疫病大流行を阻止すること能はざ 君來らば老幼溝壑に轉 銀鑛より産出したる多額の銀塊が歐洲市場に侵入 係したるなり。 質に國王の一颦一笑は直ちに國民の利害休戚に關 要素即も經濟的、 と雖も、然かも國王の如く爾かく緊密ならざりき。 時代の盛衰を左右するの原因となりしは事實なり 必要にして且效なる要素なりき。固より其の他の を前後兩期に別つは一般に採用せらるト區別にし て、此點に關する一般人民の觀念は極て明瞭なり。 - 六百八十八年に至る迄國王は憲法上に於て最る たる 色 からざる所なりき。 千六百八十八年の革命を境として大英國の歴史 叡智類ひなきエリザベス女王すら、 が爲め英國民が受けたる苦痛を除き去るこ 固よりエド 知識的及び政治的條件と雖も各 6 て國步困難に趨くは爭 ワード 然かも大局に於て 第三世と雖る子 南米の \$

とするにあるなり。とするにあるなり。とするにあるなり。とするにあるなりしと雖も、加かも千六百八十八年度迄は眞理なりしと雖も、加かも千六百八十八年度追は眞理なりしと雖も、加かも千六百八十八年

「親察すれば所謂」清教徒革命」の眞因たりき。 おを支配す可きやにありき。此問題は政治上より一百年間英國が二個の政黨に別れて相關くに至り一及ぼしたる影響果して如何。蓋當時に至る迄約

千六百四十

要求は、全く一の新原則の確認せられんとを目的 る所謂「大抗議書」中最も著明なる一句なら。會の地位を明らかにせんが為め全國民に公表した 官云々」の如き概括的の言辭を用ひたる要求は實 とする要求に外ならざりき。 褫奪條例(Act of Attainder)は既にチュー せんが爲め既に千三百七十六年を以て案出せられ 稱する武器は、國王の明を蔽ふが如き奸徒を處罰 **發達をなす可きやを豫知したる者の如し。彈劾と動亂に苦しめられたる時旣に將來國會が如何なるイキハムのウイリヤムは千三百七十一年の國會大** に英國憲政史上其例を見ざる所也。固より大臣責 が死守せる金城鐵壁の一なりき。 「國會が信賴するに足る可きる の制度は從來常に支持せられたる所にして、ワ ト王朝の初期に於て國民の指導者が提出したる 之よりも更に一層恐る可き武器即ち公民權 ミッド のと認め 左れどスチュリ 世紀に行は ルセッキス又 ・トン王朝 たる参議 22

る先例を復興したるに止まり、ストラッドフォーる先例を復興したるに止まり、ストラッドフォーる先側を復興したるに止まり、ストラッドフォーなのにして、其意義は遙かに深長なりき。即ち同せるにして、其意義は遙かに深長なりき。即ち同び離を斷然明確に上下兩院の權力內に轉移せんと改權を斷然明確に上下兩院の權力內に轉移せんとするにある。

遅延したり。
近近したり。
近近して、其明白且つ終極的なる決定は不思議にも合終息の時に至りても尚唯だ默認せられたるのみ確認せられたるものなるが、千八百六十六年の革確認せられ、後にはダンビーの彈劾事件によりて一層はクラレンドンの彈劾事件によりて試驗的に容認はクラレンドンの彈劾事件によりて試驗的に容認

於てすら君主の個人的性向は國務の遂行上重大な る要素なりき。 年より千七百〇二年に至る迄英國の政策は一にウ に國王の政策を遂行する奴僕に過ぎず。國會は努 るとを承認する者なれども、事實上千六百八十九 於て一致し、吾人も亦此説の或意味に於て正當な の分水界を以て千六百八十八年なりとするの點に 意思は一として行はれざる所なかりき。 て國王の専働を防止せんとせしる、 と雖も疑ふ能はざる所なり。 既に前述せるが如 一の樞機に參與することを得るに至りたるは事 + ム第三世の親裁に係り、國務大臣は名實共 固より王權黨は百方劃策の結果同 く從來の著書は皆新舊兩制度 アン女王の治下 然かも國王 之れ何

震なりと雖も、之れ彼等が立法府の信任を有した實なりと雖も、之れ彼等が立法府の信任を有した。 との行動をなすこと能はざるに至りたるも、然か限の行動をなすこと能はざるに至りたるも、然かに付きて補弱の責を充たすに過ぎずして、アン女に付きて補弱の責を充たすに過ぎずして、アン女に付きて補弱の理由に基くものなり。斯くて君主は割臨し、卒先して議事を監視指導したりき。

を解せず、サー、ロバート、ワルボールは全く獨逸を解せず、サー、ロバート、ワルボールは全く獨逸をを統治せざるもの」なりとせば、英國に於て重要なる憲法上の改變は多く偶然の出来事に其源を發せるものようとせば、英國に於ける最本の立憲君主はジョージ第一世なり。若し果して赤偶然の出來事否寧ろ數多の偶然の出來事が集合である。古來事に其源を發せるものなるが、此場合に於ても本語に於て重要なる憲法上の改變は多く偶然の出來事に其源を發せるものなるが、此場合に於ても本語は必要に表示。若し果していノーバーのジョージなり。若し果して北元を劃したるものは決して和蘭のウィリヤムに紀元を割したるものは決して和蘭のウィリヤムに紀元を割したるものは決して和蘭のウィリヤムに紀元を割した。

雜錄

到底確立し得ざる可ければなり。 王にして單に形式上なりとするも、内閣會議に親 んとするの企圖中内 閣 制 度より有効なるものなし。要するに行政府を全然立法府に隸屬せし も予の所論は決して之が爲めに影響せらるしてと のを學げて予の説を駁せんと試むるものありと雖 といなれり。 第一世以降國王は決して內閣會議に列席せざるて 臨して其議事に闘與する限り國王無責任の原則は 立せらる、に至りたる最大原因なりとす。 、席せざるに至れり。 の念を生じ、 を知らず、 大臣責任の主義及び國王無責任の原則 好古學者或は二三の反對事實なるも 從て內閣會議は往々國王の親臨を厭 に國王は逐に全く内閣 此事實は內閣制度が完成 斯くてジョ 蓋し國 會議に が確 1. は 廿 Ÿ

人の所謂内閣政治の制度に必要なる二個の原則は可き事實なりとす。第十八世紀の初期に當りて吾促がさるゝに至りき。之れ奇妙にして且つ特筆す然るに此內閣制度の發達は偶然の事實によりて

主義なりとす。サー、ロバート、ワルポールの執政員中にありては總理大臣が優勝の地位にありとの き。 同の首長に從屬するものなりとの原則、 は集合的又は相互的責任の主義は外しく内閣政治 劣らざる他の二原則更に發生したり。 見を代表するものならざる可からず。其後に至り (二)内閣の旗幟は其時代に於ける國會多數黨の意 するが如きもの一人もあるとなく、 せられたるは第十八世紀終末の十年間にして、 の根本的條件と看做されたりしも て前二個の原則に比するも其重要の度に於て毫も 上英國に於て最初に總理大臣なる官職に就任した 九世紀に至る迄は完全に樹立せらることなかり んど樹立 之よりも更に一層緊要なるは内閣の諸員は共 Ø の大臣にありては、斯かる名稱を附するに適 がリ る名稱をば IL 一致の狀 猛烈に排斥したり。 なりしは疑ふ可からざる所 態にあらざる可からず 卽ち(一)內閣 叉ワル 其一般に容認 左れど事實 英國に於て は政治的に 卽ち内閣 ボー

す。 りて英國政界の實權を握れる間に於て、官職上にを排斥したる可きも、然かも彼は其の外しきに涉 を斷行したり。 **斷言することを得ざれども、彼は下院の信任を失** 存在を有する者なるや否やは未だ疑問なりと云は て一般の容認する所とならざりしのみならず、 るに此の官職は千九百〇五年に至る迄、先例とし 新規の痕跡を遺したるは誤りなき所なりとす。 彼は事實上其の欲する所に從ひて彼等の任冤黜陟 可からざる所にして、彼の同僚は全く彼に隸屬し、 此の官職は何等の反響を呈せず。即ち此の官職に ざる可からず。 や否や其職を辭したるは正確なる事 官報上に於ては公用語として斯かる稱號を用ふ 固より彼は果して國王の意思に反する場合 かも政治上より観察 の規定なし。 彼は奇矯嘔吐を催すが如き新稱號 一般の觀念より之れを試験するに 之英國歴朝の政治家 して果して具體的の 質なりと 然 今

> に至れり。(Lord Rosebery, Peel, P.P. 30—33. Ston則承認せられ、且つ閣員は皆總理大臣に隷屬する の單位を組成せる國務大臣の國體、卽ち內閣に後最高の行政權は確實且つ終局的に、性質上唯 著明なる事質は之れなり、 而かる非常の變則たるを冤かれず。 英國政治組織の特色として一般の知る所なるも、 らるゝのみならず、閣員間に於ては相互責任の の單位を組成せる國務大臣の國體、卽ち內閣 のなるが如し。 hope! Life of Pitt, IV 24 Greanings, i. 244) はワルポー するは必ず或る他の官職上の資格に於てするも 此の内閣は常に國會の多數黨によりて組織 總理大臣たるの故を以 ル執權の時に及びて一段落を告げ、 固より 8 のあるてとなく 今日に於ては斯か 即ち英國政體上の轉進 て帝國の運命を 要するに最も 其の内閣 る現象は 爾 せ歸 原 ---

慣例の範圍に屬するものなる事を注意せざる可か但し此の斷定は純然たる法律論にあらずして寧ろ時に、國王は革命以前に於ける地位を喪失したら。 英國憲法上に總理大臣なるものが顯はるゝと同

(Low: らず。 閣なる會議體を組織し、 國王は現今に於ても尙ほ重大なる權力を有すれ 意を了解することを得るなり。法理上より云へば ては、其首長たる總理大臣の地位に等し。玆に至次に內閣の地位も亦法律上の容認を得ざる點に於 有するにも拘らず、 等の地位をも認めらるい る影跡を伴ふものある事なく、斯く大なる權力を 於て發見する事を得ざるのみならず、 を有せず。其の名稱は議會が制定したる法律中に りて始めて吾人は本論の劈頭に掲げたる獨斷の眞 り見て、斯く微々たる もの あることなし」と。 に於ては最も重要なる地位を有するも、 「總理大臣は總理大臣 く斯く大なる實體を有するにも拘らず斯く小な ン氏は日へり、「世界廣しと雖も英國總理大臣の 、其權力を行使するに當りては、一方に於ては內 其首長たる總理大臣の地位に等し。 バル The Government of England P.P. 153. 159) フオア氏は千九百〇二年に斷言し 形式上の種號及は特權の點よ 他方に於ては相互的に 事なし」と。 して何等成文法上 グラッ 憲政制度上 國法上何 1 て日 ス

> 任を有する各省長官の補弼を俟たざる可からず。 住を有する各省長官の補弼を俟たざる可からず。 佐を有する各省長官の補弼を俟たざる可からず。 任を有する各省長官の補弼を俟たざる可からず。

の尊敬を博するが如き措置を採らざりき。る女王の先任者は、皆國民の同情を惹き又 王の一身に繋りき。元殊ハノーヴァー王統に屬す 政に關しては殆んど吾不闘焉たる態度を持し、 や、上述せる王權の範圍が殆ど零位に迄縮少せら 0 は少なからざる勢力を有したりしる、大英國の内 ジ第一世及び第二世は、大陸闘渉の案件に付きて る可き機會少なからずして、 せられたり。 利害關係に焦慮するの念は専らハノ 千八百三十七年女王ヴィクトリ ÿ ヨージ第三世の初年に至り 皆國民の同情を惹き叉たは其 其如何は一に此新國 t が王位に上る バ ジ ヨ に集 て 1

至れりo 彼れが如何に國民の間に聲望を失墜せしかは、 らず、毫も民心を收攬するが如き策に出でざりき。 みたり。 想を以 の不幸なる配偶者が不相當なる聲譽を羸ち得たる 彼は敢て王位の尊嚴を恢復せんと試みざるのみな 攝政としても、 國民怨嗟の聲は變じて半ば嘲笑的の同情となるに 望に及ばずして、 千八百十年全く精神を喪失するに至りしを以て、 八十八年國王は一時精神錯亂の狀態に陷り、遂に *b* るが如くに見えしる、然かも王の知識は遂に其野 よりポ ットは起つて國王を補翼するに至りしが、千七百 る間に於て王國の政治組織は全く紊亂の極に達 0 千七百八十三年に至りて、少壯氣銳の天才ピ て其の理想となし、 1 年國王は眞正の英國人にして、 ジョージ第四世は國王としても、將又 當時の形勢上王の試驗は一時頗る好望な リングブロ ら明瞭に君主國的 相當なる政治的才能を有せしも、 即位後第十年より第三十年に至 クの所謂「愛國王」の政治思 且つ之を實現せんと試 観念の復興を見たり 即位の始め f

耳其國王に對して攻撃を加ふるあり。 之に代れり。西國及び南義は再び倒れて、ルイ、 兆ありしる遂に成らず。 に於ては千八百十五年の條約充分に行はれず。 るに至るが如き徴候なきのみならず、 るの國民は決して之れが爲めに君主制度を讃美す 八百十五年の舊制復興になりて、 ンスタンチノ ン王統は一時反動的勢力を振ひしも、 8 般の思潮は決して制度として君主國體を謳歌する 卵の危ふきにありしと云ふる過言に非ず。 時に於ては君主國としての英國の地位は恰かる累 ria's Letter's, i. 26) 故にヴィクトリヤ女王即位の 尊嚴を恢復するの策に出でざりき。(Queen Victo 多少國民の興望を挽回したりしが、 世は資性素撲快活にして、加かも慈愛の情に富み、 によりても之を知る事を得可し。 のなく、 王權の地步正に艱難の極に達せり。 西國及び南伊太利に於ては、 プ ルに於ては、 佛國に於ては正統君主主 フィリップの平民的王制 希臘人の盛んに土 一度衰勢挽囘の 決して國王の 獨逸の諸邦 自由を愛す 要するに當 歐洲全 ブル ボ

たるか、 危急存亡の時に於て王位を繼承したるを以て國民 興が如何に顯著なりしかを記述するは決して無用 女王は賢明なるレオポルド王、及び忠誠聰慧なる の同情は自然に之に趨けり。 **も不安の狀態にありしは事實なり。女皇は斯かる** 實際殘燈明滅の甚だしきには至らざるも、少なく 位に付いてのみ論述せんとす。 に非ずと信ず。 當時に於て、君主主義が如何に其勢力を失墜し居 のと云ふ可し。予は過去半世紀間に於て歐洲に起時君主主義は實に孤日落城の悲境に沈淪したるも 年大婚の事あるに及びて、 ij ス、ジ 姓に喋々せず。左れどヴィ たる國土の分合、 リヤム帝及び其の獨逸に於ける相續者等に付 リヤ女王踐祚の時に當りては英國の王位 Ħ 及び同女王崩御の以前に於て同主義の復 ン卿の指導を受けたりしが、千八百四十 フ帝、 但し予は下に於ては單に英國の王 ヴィクト 帝王連合事業の價値、 女王の御宇中最も ル、エマニエ 即位の初期に於ては クトリヤ女王踐祚 千八百三十七年ヴ ル王、 フラ 0

情を垂れ給ひしによる。斯て全國民は哀悼の念に の機に於て其の過を懺悔せんと試みたればなり。 充さる)と同時に、亦悔恨の感に耐へざるものあ 樣の境遇にあるものに對して常に衷心より憐愍の 彼の尊嚴を維持せんが爲めに焦慮せしが爲め、 王は女性の りき。蓋國民は從來王配を誤解したるを以て、 國民より深厚なる同情を受けたり。 れど千八百六十年王配薨去の事あるや、女王は全 て王者の器に非ずとの誹謗を受くるに至れり。左 狭にして英國の政務に闘して過渡の干渉をなすも のなりとの疑を受けたると同時に、 の念は全く閉息せり。 吾等今は能く王配の眞意を知る。偏狭なる厭嫌 争の渦中に入らせらるゝ事もなく、 厚造次にも顛沛にも其度を縊へ給はず、毫も黨 如何に賢明にして加かも謙譲仁慈に涉らせ給ひ 克己自制の美徳に富ませられ、 特色を發揮して王配の識量に信賴し れたり。 王配既になし。想へば其 一方に於て王配 之れ女王が同 他方に於て女 其高位を利 學止溫

越え給ふ事なかりき。 (未完)らに快樂に耽らんが為めに一步と雖も其權域を用して私慾を克さんとし給ふてともなく、又徒

生涯・モンド、ド、シスモンヂ

高橋誠一副

h

題代の子媛ステール夫人は深くシスモンデの心を が一千八百十七年七月十四日五十一歳を以て巴 が眉根を動し長く垂れた頭髪に波を打せて間斷な い眉根を動し長く垂れた頭髪に波を打せて間斷な しか花の如く美しく暉き渡つた。シスモンデは彼 しか花の如く美しく暉き渡つた。シスモンデは後 しか花の如く美しく暉き渡つた。シスモンデの心を と順轉流麗の辯舌を弄した時、彼女の醜貌は何時 しか花の如く美しく暉き渡つた。シスモンデの心を といれの可に至るまで變らぬ友情を寄せて居つ といれての日に至るまで變らぬ友情を寄せて居つ といれの可に至るまで變らぬ友情を寄せて居つ といれのが、といれて、

> 缺點をも擧げて愛息を深く戒むることを怠らな 幾多の利益を其愛見に與ふ可き此ステ つた。 るてとと爲つた。然る細心な彼の母は 利に於ける第一流の人士と普く actère de M. Necker)を擱いてアウグスト にシャールの弱點のみならず、其侶伴たる才媛の の念に襲はれた。彼女は幾種か繰り返しノ の道伴れを喜ぶと共に、他面に於ては甚しく不安 (Corinne oul' Ital'e) と為つて全歐の喝采を博せ 中に加はつた。此 旅行は軈て 夫人の 名作コリ 共に伊太利の旅に赴いた時、 カール、牛クトル、フオン、ボンステッテン等と 冥默した其偉大なる父に對する追想の筆(Du Car-しむると共に、シスモンデに取りては當時の伊太 ゲル、 ヴヰルヘルム、 ル夫人が一千八百〇四 フオン、 シスモンデを亦一 相識るの機會を得 年四月九日を以て フンボ 一面に於て ・ル夫人と ルト及び シュレ / て曹 行 ン

共に旅立ちせんとするにや。御身が彼女の如き道彼女は云ふ「噫、然らば御身はステール夫人と

雅

五五九